

**JCLU**  
社団法人 自由人権協会  
Since 1947

社団法人 自由人権協会  
〒105-0002 東京都港区元呑1-6-7 元呑山弁護士ビル306号室  
TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/  
**JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION**  
306, Atagoyama Bengoshi BLDG, 1-6-7, Atago Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan  
TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2007年9月29日

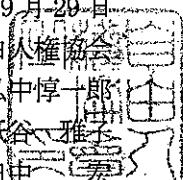
社団法人自由人権協会

代表理事 弘中惇一郎

紙谷 雅子

田中 美穂

庭山正一郎



### 検察のジャーナリストに対する強制捜査に反対する見解

社団法人自由人権協会（JCLU）は、『僕はパパを殺すことに決めた』（講談社）の著者である草薙厚子氏に対して奈良地方検察庁が行なった強制捜査は、日本国憲法で保障される表現の自由を侵害する行為であり、強く抗議する。

(1)

今回問題となっている草薙氏の著書の表現内容や表現方法については、少年法の審判非公開や推知報道禁止に反しており、少年らのプライバシーに対する配慮が足りないほか、情報源の秘匿についての配慮も不十分ではないかなど、問題を指摘する声も少なくない。少なくとも、少年事件における供述調書ほか捜査情報を入手し、その引用を多用することは、真っ向から少年法の精神に反することであり、そのことから、結果として公権力による強制捜査を招いたことを大変残念に思う。

(2)

しかしながらそもそも、ジャーナリストの取材活動に対して刑事責任を追及する行為は、すべてのジャーナリストの表現活動に対して萎縮効果を与えるものであり、表現の自由を著しく制限するとともに、表現の受け手の知る権利を侵害する結果を招くものである。プライバシーの侵害などについては、民事訴訟による救済を原則とすべきであり、公権力による介入は原則として回避すべきである。したがって、取材過程についての刑事責任を問う、このたびの検察当局の態度には重大な問題がある。

(3)

さらに、強制捜査によってジャーナリストの自宅・事務所等で関係書類を搜索・押収する行為は、取材源の秘匿によって守られる取材の自由を侵害する行為であって、このようなことが安易に行われれば、単に当該当事者間における信頼関係にとどまらず、ジャーナリスト一般に対する信頼感の低下につながり、将来における社会における闇達な情報提供を阻害し、ジャーナリストの取材活動そのものを困難にする。しかも、表現内容を理由にして、自宅や仕事場が捜査の対象となり、収集資料等が押収されることは、ジャーナリスト活動一般への大きな脅威に他ならない。

(4)

最後に、捜査に先立って法務省人権擁護局が勧告を行ったことについても、深い憂慮の念を表明する。司法機関（独立人権委員会のような準司法機関を含む）と異なる一般の行政機関である人権擁護局が表現物の違法性を独自に認定し、それにもとづき増刷の中止を示唆する被害拡大の防止、関係者への謝罪を著者・出版社に求める行為は、法の予定する同局の役割を超えるものであり、行政権からの逸脱であって許されない。

以上